

松 高 第 115 号
平成 27 年 4 月 15 日

事業所 各位

松原市健康部高齢介護課長

福祉用具専門相談員の要件変更について（通知）

平素は、松原市介護保険行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

平成 26 年 12 月 12 日付老振発 1212 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知「福祉用具専門相談員について」の一部改正により、平成 27 年 4 月 1 日より介護保険特定福祉用具購入にかかる理由書作成の資格者である福祉用具専門相談員に関する事項は以下のとおりとなること示されましたので、よろしくお願い致します。

●福祉用具専門相談員の範囲の変更

福祉用具専門相談員とみなされる方は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に示される以下の方です。

- ① 保健師
- ② 看護師
- ③ 准看護師
- ④ 理学療法士
- ⑤ 作業療法士
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 介護福祉士
- ⑧ 義肢装具士
- ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習会修了者
- ⑩ 介護職員養成研修（1 級、2 級、基礎研修、初任者研修）を修了した方

上記⑩の方について

平成 27 年 3 月 31 日までに、介護職員養成研修を修了された方は、平成 28 年 3 月 31 日までは業務を行うことができますが、平成 28 年 4 月 1 日以降は、福祉用具専門相談員指定講習会を修了する必要があります。

松原市健康部高齢介護課
認定係
TEL 072-334-1550(内線)2258